

## 社会保険の適用拡大に関する留意事項について

令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の適用範囲が拡大されました

令和6年10月から、従業員51人以上の事業所<sup>※</sup>で働く、以下の要件に全て該当する短時間労働者に対する社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用範囲が拡大され、医師国保にも健康保険の適用除外承認を受けることで加入できることになりました。

〈加入対象(短時間労働者)の要件〉

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が月額8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

※ 事業所の厚生年金保険の被保険者(医師国保+厚生年金保険または協会けんぽ+厚生年金保険)の総数が1年のうち6月以上51人以上となることが見込まれる事業所のことです。

法人事業所の場合、同一法人に属する(法人番号が同一である)すべての事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は、事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。該当するか等の詳細は管轄の年金事務所へご照会ください。

### ダブルワーク先での社会保険適用にご注意ください

複数の事業所で勤務される方は、主たる勤務先の健康保険が医師国保であっても、他の勤務先で短時間労働者の適用拡大に該当し、その事業所が医師国保に加入していない場合、社会保険(協会けんぽ+厚生年金保険)に強制加入することになります。

また、主たる勤務先で健康保険の適用除外を受けている場合(医師国保+厚生年金保険)であっても、他の勤務先において社会保険(協会けんぽ+厚生年金保険)に加入する必要がある場合、健康保険を統一する必要があるため、主たる勤務先において適用除外を取下げ、それぞれの勤務先で社会保険(協会けんぽ+厚生年金保険)に加入することになります(2以上事業所勤務該当)。この場合、他の勤務先を退職しても、主たる勤務先において医師国保に再加入することはできませんので注意する必要があります。

### 医師国保の資格がなくなる場合があります

当組合の被保険者であっても、就職や別法人の役員等に就任して社会保険(協会けんぽ等)の適用になった場合は、その時点で医師国保の資格は喪失します。

特に事業主である正組合員が資格喪失すると准組合員も資格喪失することになりますので、ご注意ください。

### 【医療法人に入職される医師の皆さまへ】

事業主が医師国保に加入している医療法人に入職される際は、医師国保にご加入ください。(健康保険適用除外承認が必要)一度社会保険に加入すると医師国保に切り替えることができなくなります。

将来、医療法人の継承をお考えの場合、特に注意が必要ですので当組合までお問い合わせください。



厚生労働省適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

静岡県医師国民健康保険組合

TEL 054-246-2831

E-mail [kokuho@jim.shizuoka.med.or.jp](mailto:kokuho@jim.shizuoka.med.or.jp)

医師国保 HP はこちら⇒

